

② 取引開始基準

商品先物取引 取引開始基準

商品先物取引の取引開始基準として、当社は以下のとおり定めております。

1. 常に不適当と認められる勧誘および受託

当社は、以下の該当者を商品デリバティブ取引の取引開始基準に満たないものとし、商品デリバティブ取引の委託の勧誘及び受託を行いません。

- (1) 未成年者（20歳に満たない個人）、成年被後見人、被保佐人、被補助人、その他法律上の行為能力を制限されている者
- (2) 精神上的の障害等により、事理を弁識する能力に疑義があると認められる者（1に掲げる者を除く）
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (5) 長期入院患者等で随時連絡がとれない者
- (6) 商品先物取引を行うに当たり支障をきたすと思われる疾病がある者
- (7) 商品先物取引をするための借入れをしようとする者
- (8) 反社会的勢力及びそれに準ずる者と認められる者
- (9) 不正資金流用の疑義があると認められる者
- (10) 十分な金融資産を有しない者
- (11) 日本語でのコミュニケーションが不十分な者
- (12) 虚偽の個人情報を申告する者
- (13) 取引に関する理解が不十分な者
- (14) 住所地（法人顧客においては所在地及び実質的支配者の住所地を含む）が日本国外である者
- (15) 不参加 F F I
- (16) 金融商品取引業者及び当社との間で金融商品仲介業務委託契約を締結する金融商品仲介業者の役員及び使用人
- (17) 商品先物取引業協会の規則により商品先物取引を行うことにつき制限を受ける者
- (18) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- (19) 顧客等又はその実質的支配者が PEP s（Politically Exposed Persons）の該当者
- (20) その他当社取扱商品を行う適格性を有しないと当社が判断する者

2. 原則に照らして、不適当と認められるおそれのある勧誘

当社は、次の各号を適合性の原則に照らして、「不適当と認められるおそれのある勧誘」と位置づけ、商品デリバティブ取引の委託の勧誘及び受託を行いません。ただし、例外要件を満たす場合はこの限りではありません。

- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を立てている者（収入全体の過半を占める者）に対する勧誘
- (2) 一定以上の収入（年収 500 万円以上）を有しない者に対する勧誘
- (3) 高齢者（75 歳以上の者）に対する勧誘（ただし、現在取引中の顧客は除く。）
- (4) デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘
- (5) 投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に対する勧誘（取引を継続することにより、投資可能資金額を超える損失が発生する可能性が高い場合に、当該取引の継続を勧める行為を含む。）